

◇ 平成22年4月1日から労働基準法が改正になります。

新春特別無料セミナー！ 「改正労働基準法の解説と実務対応セミナー」中小企業様限定

奥島特定社会保険労務士事務所 〒020-0022 盛岡市大通三丁目6番12号 開運橋センタービル3階

電話 050-3765-5988 FAX 020-4665-9094 <http://www.okushima.jp/> メール:roumu@okushima.jp

労務コンプライアンスへの対応が急務！

産業構造の変化が進み、就業形態が多様化、個別労働紛争が増加、長時間労働者の割合が高止まり等、企業や労働者を取り巻く環境は大きく変化しています。

企業や労働者を取り巻く環境の変化に対応して労使双方が安心・納得した上で多様な働き方を実現でき、仕事と生活のバランスを取れた働き方が可能となる労働環境を整備することが求められています。

こうした背景から労働関係の法律がどんどん改正されつつあります。

たとえば、「60時間超えの時間外手当アップ」「時間単位年休」です。これは労働者にとって有利な改正です。

時代は大きく変化しております。法律が変わったらそれに応じた対応をしなければなりません。**コンプライアンス（法令順守）**が重要視されている昨今です。**コンプライアンス（法令順守）**を無視すると内部告発で企業倒産する時代です。

法律改正の内容がわかっても、実際にどうしたらよいかがわからなければ意味がありません。

まず、**行わなければならないのは「就業規則」の改正です。**

「就業規則」のどこの個所をどう改正したらよいかを具体的な条文でお話しします。したがって、すぐに対応できます。また、特別条項付きの36協定作成のポイントや時間単位年休の実務対応を解説します。

■開催日時：平成22年2月19日（金） 午後3時～午後5時まで

■会場：盛岡市大通三丁目6番12号 開運橋センタービル3階 会議室

■定員：10名（先着順とさせていただきます）満席が予想されます。申し込みはお早めに願います。

■対象者：経営者、経営幹部、総務・人事・労務担当の管理者（秘匿性が高いため、社労士、税理士、コンサルタント等の方はご遠慮頂いています。）

■受講料：無料

■主催・申込先：奥島特定社会保険労務士事務所 FAX 020-4665-9094

☆今すぐ別紙の申し込み用紙にご記入のうえ、FAXでお申し込みください。

ご記入いただきこのままFAXしてください。FAX 020-4665-9094

ひかり電話をご利用の企業様はFAXエラーが出ますのでその際はメールをお願いします。roumu@okushima.jp

会社名 _____ 業種 _____ 社員数 _____ 資本金 _____

ご住所〒 _____ 電話 _____ FAX _____

申込者 所属 _____ 役職名 _____ 氏名 _____



講師 奥島 繁

奥島特定社会保険労務士事務所所長
岩手県盛岡市で開業している特定社会
保険労務士。中小企業向けの労務管
理、就業規則、賃金制度、入退社時の
コンサルティングを得意としている。

☆第1種衛生管理者免許取得